

---

Red ネットワーク面  
広告審査掲載可否基準

---

## 1. 広告掲載可否判断とクリエイティブ審査について

フリークアウトでの広告配信にあたりましては、広告主となる企業・サービスの掲載可否判断および広告クリエイティブの内容の審査を実施しています。

### 1-1. 広告掲載可否基準

広告を掲載する企業・サービスの掲載可否を判断する基準となります。

当社として掲載可と判断された企業・サービスであっても広告掲載先の媒体・SSPの基準によっては掲載不可となるケースがあります。

### 1-2. クリエイティブ審査基準

広告クリエイティブの表現・内容について審査する基準となります。

当社として掲載可と判断された広告クリエイティブであっても広告掲載先の媒体・SSPの基準によっては掲載不可となるケースがあります。

また、実際配信が開始された後でもリンク先ページの内容によってはクリエイティブを停止する場合がございます。

### 1-3. インターネット広告倫理綱領との関連について

JIAAの定める以下のインターネット広告倫理綱領に基き、フリークアウトの広告掲載可否・クリエイティブ審査基準を策定するものとします。

- 広告は社会の信頼にこたえるものでなければならない
- 広告は公明正大にして、真実でなければならない
- 広告は関連諸法規に違反するものであってはならない
- 広告は公序良俗に反するものであってはならない

### 1-4. 本審査基準の運用について

本審査基準は各業界に関連する法規・ガイドライン等の改訂などにより随時改訂されるものとします。

改訂に伴い、過去の審査結果についても再度審査が実施される場合があります。

## 2. 広告掲載可否基準

### 2-1. 審査対象

広告の対象となる商品・サービスのサイトおよび広告主のコーポレートサイトに記載の情報を審査対象とします。

### 2-2. 掲載条件

- サイト内に「正式会社名」「代表者名」「住所」「連絡先」の記載があること。
- サイト内での商品・サービスの販売を伴う場合、サイト内に特定商取引法に関する記載があること。
- サイト内でプライバシー情報を取得する場合、プライバシー情報の取り扱いに関する記載があること。
- 後述の「カテゴリ別の掲載基準に関する補足」の内容を満たしていること。

### 2-3. 広告掲載不可となる事項

下記に該当するものは広告掲載不可とします。

- 法令に違反、または違反するおそれのあるもの。
  - 違法薬物、精神活性効果のある合法ドラッグ類。
  - 犯罪性の高いものや犯罪を誘発する恐れのあるもの。
- 公序良俗に反するものや、反社会的勢力に関するもの。
- 著作権や商標権等の知的財産権を侵害するもの。
- 各種業法に規定された広告表示義務を果たしていないもの。
- 価格表示について、消費税法で定められた表示を遵守していないもの。
- 性に関する表現が露骨なものや、性行為に直接関連するもの、もしくは連想させるもの。
- 醜悪、残虐な表現で不快感を与えるもの。
- 消費者を騙したり、脅したり、欺こうとしたり、惑わせたり、不安にさせたりするもの。
- 消費者トラブルが発生するもの。
- 他者を一方的に攻撃したり、差別したり、嘲笑するようなもの。
- サービス、商品の内容が不明確なもの。
- クリエイティブとリンク先のページ・サイトの内容に関連性がないもの。
- 記事体LPの場合でサイト内に広告であることがわかる記載がないもの。

- 以下に該当する商材
  - アダルトコンテンツ・サービス
  - 個人情報の取得を目的としたサービス
  - 情報商材
  - 治験
  - 花火(花火大会は除く)
  - 絶滅危惧種(象牙、サメ、トラ、クジラ、サイ、イルカは除く)
  - 武器(相手に怪我を負わせることを目的とした武器、装置類)
  - ねずみ講、ネットワークビジネス、連鎖販売取引
  - 偽サイト(フィッシングサイト)やマルウェア
  - 各カテゴリ別の掲載基準を満たしていないもの(各カテゴリにおける掲載基準参照)  
など

※ 尚、個別の判断により、掲載条件を満たしている場合でも掲載不可となったり、掲載基準を満たさない場合でも掲載を認める場合があります。

※ 配信開始後に掲載条件を満たさないことが判明した場合は、掲載停止措置をとることもあります。

### 3. クリエイティブ審査基準

入稿されるクリエイティブに関しては、FreakOut サポートサイトに掲載されている入稿規定に従う必要があります。  
また、下記に該当するものは掲載不可とします。

- 会社名、サービス名、ロゴのいずれかの表記がないもの。
- 価格表示について、消費税法で定められた表示を遵守していないもの。
- 法律・ガイドラインに抵触する恐れのある表現・文言のあるもの。
  - 景品表示法、特定商取引法に抵触する不当表示のもの。
  - 医薬品医療機器等法(旧薬事法)、健康増進法に抵触する医薬品や化粧品、いわゆる健康食品のもの。
  - その他業界別のガイドラインに抵触する表現・文言のあるもの。
- 誇大表現、「No.1」「世界初」「業界初」「当社だけ」などの最大級・絶対的表現などがある場合で、第三者機関による直近(過去1年以内が望ましい)の調査資料などの合理的かつ客観的裏付けがないもの。  
(クリエイティブ及びリンク先のページ内にデータ元の記載を必須とする。)
  - (参考) No.1表示に関する実態調査について(概要) -公正取引委員会  
<http://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/cyosa/cyosa-hyoji/h20/08061302.html>
- 自社の商品、サービスを著しく優位に見せる根拠のない表現、数値の記載があるもの。
- 遷移先が自社保有ドメイン以外のページであり、クリエイティブ上に遷移先メティア名の記載がないもの。
- ダブルブランドの場合で、広告主との主従関係(広告の責任の所在)がクリエイティブ上で明確でないもの。
- 他社のサイトやサービスと誤認する可能性のある模倣表現があるもの。
- OSやブラウザの機能と誤認するもの。
- 動作しないボタンや、タブ、ダイアログを模した表現を含むもの。
- 枠線が不明瞭であり、掲載面のコンテンツとの境界が明確でないもの。
- 見た人に不快感を与えるような点滅のあるもの。
- 人間の局部を強調したり、コンレックス部分を露骨に表現したもの。
- 各カテゴリ別の掲載基準を満たしていないもの(「4.カテゴリ別の掲載基準に関する補足」参照)。
- その他、上記の表現以外にも、不快感・嫌悪感を与える可能性のあるもの。  
など

コンテンツ記事風のバナーについては、記載されている文言を全て審査対象とします。

また、ジャンル、出会い系カテゴリは事前のリンク先のページの審査を必須とします。

# カテゴリ別の掲載基準に関する補足

## 4. カテゴリ別の掲載基準に関する補足

以下のカテゴリについては、上記の基準に加え、個別の掲載基準と各業界のガイドラインを広告クリエイティブ及びリンク先のサイトにて満たす必要があります。

なお、以下の基準を満たしていても当社が適切でないと判断した場合は掲載不可とさせていただきますので事前にご相談ください。

### 4-1. 金融

#### 金融全般

以下の事業者のみ掲載可とします。

- 銀行
- 保険
- 有価証券関連業
- FX
- 投資顧問
- クレジットカード
- カードローン・消費者金融
- 仮想通貨交換業
- 不動産投資
- 口座開設取次サービス
- 上記の金融機関のアフィリエイト

ただし、上記事業者においても以下の条件を満たしていない場合は掲載不可とします。

- 金融庁やその他監督庁への登録およびウェブサイトにも有効な登録番号の記載があること。
- 業界の定めるガイドラインを遵守していること。

また、以下の事業者は掲載不可となります。

- クレジットカードのショッピング枠現金化サービス
- ペニーオークション
- バイナリーオプション
- 日本での事業に必要な免許・許可・登録等を受けていない海外事業者

# カテゴリ別の掲載基準に関する補足

## 商品先物取引

- 「商品先物取引業」の許可を主務大臣(農林水産大臣、経済産業大臣)より得ていること。
- 費用、取引リスクに関する明確な表示があること。
- 業界の定めるガイドラインを遵守していること。
  - 会員の広告等に関する規則 - 日本商品先物取引協会  
[https://www.nisshokyo.or.jp/profile/pdf/gyoumu\\_koukoku.pdf](https://www.nisshokyo.or.jp/profile/pdf/gyoumu_koukoku.pdf)

## 4-2. 不動産

- 国土交通省または都道府県知事への登録がされていること。
- リンク先サイト上に有効な登録番号の記載がされていること。

## 4-3. 医療・美容・健康

### 医療機関

- 日本国内の医療機関であり、医療機関の住所、連絡先、責任者名、責任者免許についての記載がされていること。
- 公的医療保険が適用されない治療技術が紹介されている場合は、その旨が記載されているか、診療金額が表示されていること。
- 医療法および医療広告ガイドラインを遵守していること。
  - 医療法  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000205>
  - 医療法における病院等の広告規制について(厚生労働省)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokokukisei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokokukisei/index.html)

ただし、以下に該当する場合は掲載不可とします。

- 比較広告(他の病院・診療所等と比較して優良であるかのような表現の広告)と判断されるもの。
- 広告を行う者が客観的事実であることを証明できない内容のもの。
- 有名人やタレント・芸能人との提携があるもの。

# カテゴリ別の掲載基準に関する補足

## 美容医療

- 「医療機関」についての基準を満たしていること。
- 業界の定めるガイドラインを遵守していること。
  - 美容医療広告ガイドライン <http://www.iaam.or.jp/ad/>

## 医療類似行為

- あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復
  - 施術者が施術に必要な国家資格(「あん摩マッサージ指圧師」「はり師」「きゅう師」「柔道整復師」)を取得していること。
  - 施術所の名称、住所、電話番号の表示があること。
  - 施術者氏名の表示があること。
  - 医療行為に該当するような施術やそれを思わせる表示がされていないこと。
- 整体、気功、アロマセラピー、カイロプラクティックなどの民間療法
  - 施術者が医師やあん摩マッサージ指圧師などのような国家資格を保有しているかのような表示がされていないこと。
  - 医療行為に該当するような施術やそれを思わせる表示がされていないこと。

ただし、以下のような表現が見られた場合は掲載不可とします。

- 施術を行うのが医師であるかのような表現があるもの。
- 医療機関であるかのような表現があるもの。
- 一般的に医療機関でなければ治療できない疾病名を、施術効果として引用した表記があるもの。

## エステ

下記にあたる表現がある場合、掲載不可とします。

- ○日で○○キロといった数字による表示や、実行前と実行後の比較対象写真の使用など、効果の保証と捉えられる誇大表示があるもの。
- 通常ありえないような短期間で急激な痩身が可能であるかのような表示があるもの。
- 胸を手で隠したり、ほぼ裸と思えるような画像。
- 施術内容が医療行為(レーザー脱毛、アートメイク、ケミカルピーリング、ピアッシングなど)にあたるもの。
- 医療行為に該当するような施術やそれを思わせる表示がされているもの。

日本エステティック協会業界統一自主基準 <http://ajesthe.jp/about/basis.html>



# カテゴリ別の掲載基準に関する補足

## 医薬品・医薬部外品・医療機器

- 各ガイドライン・法令の基準を満たしていること。
- 医薬品(医薬部外品)の場合は、日本で承認されたものであり、医薬品(医薬部外品)と表示があること。
- 医療機器の場合は、日本で承認された医療機器であり、医療機器承認番号の表示があること。
- 効能効果の表示は承認された範囲とし、条件がある場合はその条件も表示すること。

ただし、以下に該当する場合は掲載不可とします。

- 安全性や効能効果を保証する表現や、最大級またはこれに類する表現があるもの。
- 医療関係者や、研究者、一般人の認識に相当の影響を与える団体等の推薦文言があるもの。
- 不安感を与えるような表現があるもの。
- 日本で未承認の医薬品・医療機器(通信販売・個人輸入・輸入代行含む)の取扱があるもの。

### ※参考

医薬品等の広告規制について（東京都福祉保健局） <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/>

## コンタクト、カラーコンタクト

- 「高度管理医療機器等販売事業者」の許可を得ており、リンク先ページに許可番号が記載されていること。

ただし、上記を満たしていても安全性の強調表現があるものについては掲載不可とします。

## 健康食品

- 各ガイドライン・法令の基準を満たしていること。
- 機能性表示食品
  - 届出を確認でき、表示内容がその範囲内であること。
- 特定保健用食品
  - 許可を確認でき、表示内容がその範囲内であること。
- 栄養機能食品
  - 表示内容が規格基準で定められたものであること。
- 健康食品
  - 医薬品的な効能効果を暗示、明示しないこと。
  - 医薬品的な用法容量の指定がないこと。

# カテゴリ別の掲載基準に関する補足

## 健康食品（続き）

- ・ 医薬品的な形状のものには、食品と表示すること。

### ※参考

医薬品等の広告規制について(東京都福祉保健局) <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/>

健康食品の取り扱いについて(東京都福祉保健局) [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko\\_shokuhin/ken\\_syoku/](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_shokuhin/ken_syoku/)

食品表示企画(消費者庁) [https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/)

## 薬用化粧品・化粧品

以下に該当する場合は、掲載不可とします。

- ・ 景品表示法・医薬品医療機器等法などの関連法規や業界の定めるガイドラインに抵触する恐れがあるもの。
- ・ 安全性や効能効果を保証する表現があるもの。
- ・ 安全性や効能効果について最大級またはこれに類する表現があるもの。
- ・ 効果効能の表示が薬用化粧品、化粧品それぞれの範疇をこえているもの。
- ・ 医療関係者や、研究者、一般人の認識に相当の影響を与える団体等の推薦文言があるもの。  
(ただし、ドクターズコスメなど開発者として携わっている場合は推薦者にあたらないため掲載可とする)
- ・ 不安感を与える表現があるもの。

### ※参考

医薬品等の広告規制について(東京都福祉保健局)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/>

化粧品等の適正広告ガイドライン(日本化粧品工業連合会)

[https://www.icia.org/n/all\\_pdf/gul/JCIA20170906\\_ADguide.pdf](https://www.icia.org/n/all_pdf/gul/JCIA20170906_ADguide.pdf)

## コンプレックス

以下に該当する場合、掲載不可とします。

- ・ 関連法規や業界の定めるガイドラインに抵触する恐れがあるもの。
- ・ 過度に利用者を惑わせたり、不安を与える表現があるもの。
- ・ 効果を保証するような誇大表現があるもの。
- ・ 局部を強調したもの、コンプレックス部分を露骨に表現したもの。

# カテゴリ別の掲載基準に関する補足

## 4-4. 成人向けコンテンツ

### 出会い系

- ・ インターネット異性紹介事業規制法に基づく届出がなされていること。
- ・ クリエイティブ、ランディングページ内に18歳未満は利用できない旨の記載があること。
- ・ 有料の場合に、料金体系が明確に記載されていること。
- ・ 会社名、代表者名、住所、連絡先の表示があること。
- ・ プライバシー保護に関する第三者機関の認定を受けていること。
- ・ 交際により、その対価を供与、享受することが無いこと。

### たばこ

以下の条件を満たしている場合のみ掲載可とします。

- ・ 日本たばこ協会の自主基準を遵守していること。
- ・ クリエイティブおよびリンク先のページ・サイト内において以下を明記していること。
  - ・ 未成年者への販売・喫煙を禁止している旨
  - ・ 喫煙と健康に関する注意文言
  - ・ たばこ煙中に含まれるタール・ニコチン量
  - ・ 消費者に誤解を生じさせないための文言

### ※参考

広告・販売促進活動に関する自主基準(日本たばこ協会) <http://www.tioj.or.jp/activity/self-standard.html>

### アルコール

- ・ クリエイティブおよびリンク先のページ・サイト内において未成年者の飲酒を禁止する旨の文言が記載されていること。

### ギャンブル

- ・ 公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)、公営くじ(toto、宝くじ)など公営の団体、もしくはそれに準じるものであること。
- ・ 競馬予想サイトの場合、ネット上で悪質な噂などがなく運営会社の明記があること。
- ・ 具体的に根拠のない必勝法などの情報提供サービスではないこと。

# カテゴリ別の掲載基準に関する補足

## ギャンブル（続き）

- 娯楽施設（パチンコ店、麻雀店）の場合、風営法の許可を受けていること。
- 過度にギャンブル性(賭博性)を感じる表現（大当たり確率、的中100%、など）がないこと。
- 取得したプライバシー情報を第三者に開示する場合、その旨を記載していること。
- 会社名、住所、連絡先（電話番号）、代表者名の記載があること。

## 電子書籍

- クリエイティブおよびリンク先のページ・サイトに成人向け書籍のコーナーを含まないこと。

ただし、上記を満たしていても、以下に該当する場合はクリエイティブ審査にて掲載不可とします。

- 性行為を想起させる表現を含むもの。
- 直接的な性的・暴力描写を含むもの。

## 4-5. クーポン・ポイント・懸賞

### クーポン

当基準の内容に基づき、掲載するクーポン提供元も審査対象とします。

### ポイント・懸賞・お小遣いサイト

- 利用規約等において享受できるサービスの内容、果たすべきユーザーの責任が明確に表示されており、ビジネスモデルが明確なこと。
- ポイントの取得や利用等が、賭博に該当しないこと。

## 4-6. その他

### オンラインゲーム

以下に該当する場合、掲載不可となります。

- 賭博に該当するもの。
- ゲーム中で発生したポイント等を現金化することができるもの。
- 著しく反社会的なゲーム内容と判断されるもの。
- 未成年の利用、他人との交流について適切な配慮がなされていないもの。

# カテゴリ別の掲載基準に関する補足

## 占い

- 有料の場合に、料金体系が明確に記載されていること。
- 利用者の生命、身体、財産に関して過度に不安を与える表現がないこと。
- 利用者に対して「占い師のプロフィール、占う内容」「取得した個人情報の取り扱い」「登録後のメール送信の内容、頻度、退会方法」を明示していること。
- サイトに記載されている運営会社についてその会社が存在していること確認ができること。
- サイト内に運営会社のコーポレートサイトへのリンクがあること。
- 運営会社のコーポレートサイトが企業ドメインであること。

ただし、上記を満たしていても以下に該当すると判断された場合については掲載不可とします。

- メール占い (実態の伴わない個人情報の取得を目的としたサービスとの判別が難しいため)

## 比較サイト

当基準の内容に基づき、掲載するサービス提供元、及び表示内容も審査対象となります。

ただし、ランキング等の順位付けについては、以下に該当すると判断された場合掲載不可とします。

- 調査の目的、方法の事実が明らかではないもの。
- 根拠が明確ではないもの。

## フランチャイズ・代理店募集

- 募集者の事業体制、業務内容が明瞭であること。
- 応募者が行うビジネスモデルが明確に記載されていること。
- 開業、運営に必要な資金などが明確に記載されていること。

ただし、以下に該当した場合は掲載不可とします。

- 簡単にお金が儲かるなど、誤解をまねく表記があるもの。

## 古物営業・古物商・質屋・古書買取・リサイクル

- リンク先のページ・サイト内に古物営業法による許可番号等が記載されていること。

## 政治

- 政党が広告出稿元の場合、政治団体設立の届出が完了していること。
- クリエイティブ内に「政党名」や「政治団体名」などの「団体名」の表記があること。
- 選挙管理委員会等による選挙開催の告知であること。

ただし、以下に該当した場合は掲載不可とします。

- 政党から選挙や投票の呼びかけが含まれているもの。

## 宗教

- 宗教家や宗教団体が過去に大きな事件に関与していた等カルト的な要素が強い団体ではないこと。
- 宗教家や宗教団体による著作物や刊行物で当社が適切と判断したものであること。
- 宗教団体の歴史的行事、伝統行事、地域文化に根ざした行事で当社が適切と判断したものであること。

ただし、以下に該当する場合には掲載不可とします。

- 宗教団体による活動告知の広告と判断されるもの。

## 探偵

- リンク先のページ・サイト内に探偵業法による届出番号が記載されていること。
- 盗聴、盗撮など違法行為を行っていないこと。
- 工作行為(別れさせ工作、退職に追い込む工作)などを行っていないこと。